

【2020年3月に卒業し、帰国する予定だったUJSの卒業生へ】

VISA変更申請 「特定活動（6か月）週28時間以内アルバイト可能」

■対象者

2020年（令和2年）1月1日～3月23日に卒業（修了）した留学生が対象です。

- ・現在「留学VISA」の卒業生で、2020年7月頃に在留期限（VISA）が切れる人
- ・「留学VISA」が4月頃終わり、「短期滞在90日（出国準備）」に変更した卒業生で、2020年7月頃に在留期限（VISA）が切れる人

■申請方法

① 「在留資格変更許可申請書（様式U（その他）」 4枚を作成します。

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

②申請書の1枚目に写真を貼ります。写真は新しい写真です。今まで入管に出した写真は無効です。

その他、封筒に同封刷る書類

- ・帰国が困難である合理的な理由を証明できるもの
- ・在留カードの両面のコピー
- ・パスポートの写真があるページ
- ・パスポートの「短期滞在」のシールがあるページ
- ・UJS Language Instituteの卒業証明書
- ・提出書類チェックリスト <http://www.moj.go.jp/content/001320106.pdf>

③入管へ送る封筒の中に、返信用封筒を入れます。

④返信用封筒に、あなたの住所・氏名を書き、簡易書留分の切手¥404を貼ります。

⑤東京出入国管理局（入管）へ郵送してください。封筒に宛先を書いて、切手¥94（小さい封筒¥94（50g以下）、大きい封筒¥120）を貼ってポストに入れてください。

■郵送先

〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30

東京出入国在留管理局 留学審査部門

（特定活動申請担当者 様）

[特定活動関係書類 在中]

郵送年月日：2020年○月○日

申請人氏名：（あなたの なまえ）

注意：この変更申請は、郵送のみです。入管へ行くことはできません。入管のカウンターでは受け付けません。

自分で申請できない卒業生は、予約し学校に来てください。